

# 社会福祉法人 博仁会

## 役員及び評議員 報酬規程

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人博仁会定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定める。

### (報酬等の支給)

第二条 当法人の役員等報酬については、次のとおりとする。

- (1) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。
- (2) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与については支給しない。
- (3) 評議員に対しては、定款第8条で定める金額の範囲で、評議員会において別で定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

### (報酬等の額の決定)

第三条 当法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬等については、次の表に定める額とし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

区 分	1日あたりの額
一 律	5,000円

- (2) 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料等）を支給する。

### (報酬の支給方法)

第四条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営の業務にあたった都度、支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

### (公表)

第五条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第六条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(雑則)

第七条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

第1回改定 平成30年6月27日 第三条、第四条